

働き方改革関連法 対策セミナー

令和6年4月より、適用猶予業種に対する時間外労働の上限規制が適用されています。就業規則の改訂や労務管理の見直しはお済みでしょうか？
また、令和6年10月から従業員51人以上の企業における短時間労働者が社会保険の適用対象となりました。
さらに、令和7年4月からは改正育児・介護休業法が施行されます。
今回のセミナーでは、**働き方改革関連法全般の説明と対策、育児・介護休業法の改正**のポイントについて分かりやすく説明いたします。

参加無料

定員：70名
(オンラインは
100名)

2つのテーマについて詳しく説明!

説明 大分働き方改革推進支援センター

1 働き方改革関連法に係る法改正のポイント
(同一労働・同一賃金、時間外労働の上限規制、社会保険の適用拡大等)

説明 大分労働局 雇用環境・均等室

2 育児・介護休業法の改正のポイント

開催日程・お申込みは裏面をご覧ください。

ご相談窓口・お問い合わせ先

大分働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省大分労働局委託事業〉

〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階
大分県社会保険労務士会 内

大分働き方改革推進支援センター

検索



HPはコチラから



0120-450-836

受付時間

9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

E-mail hk44@sr-oita.or.jp



開催日程・お申込みは裏面へ▶▶▶

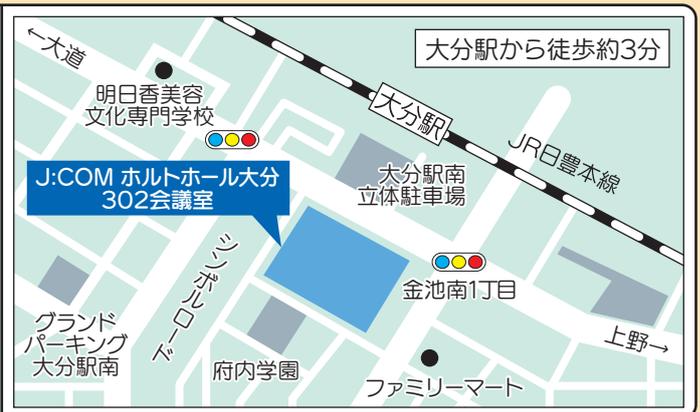
開催日程一覧

	日付	時間
1	令和7年2月6日(木)	10:00～12:00
2	令和7年2月17日(月)	14:00～16:00
3	令和7年3月4日(火)	14:00～16:00

場 所

J:COM ホルトホール大分
302会議室

※オンライン開催は
Zoomミーティングを使用



大分働き方改革推進支援センター 宛

働き方改革関連法対策セミナー 参加申込書

参加希望 日程 (希望日に○)	現 地	2月6日 (木)	2月17日 (月)	3月4日 (火)
	オンライン	2月6日 (木)	2月17日 (月)	3月4日 (火)
会社名				業 種
所在地				
電話番号				従業員 人 数
E-mail [※]				
参加者 人 数	人	参加者 氏 名		

※オンラインでの参加をご希望の場合は、必ずご記入ください。

☎ 097-529-6677

上記の内容をFAX又は当センターのHPからお申込みください。

※個人情報の取扱いについて：ご記入頂きました内容は、本事業運営以外の目的で使用致しません。